



平成 22 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 昭和電線ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 富井 俊夫  
(コード番号 5805 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 経営企画部 IR・広報グループ長  
菅井 幹夫  
(TEL. 03-5532-1911)

子会社に対する公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社の連結子会社である昭和電線ケーブルシステム株式会社は、本日、特定の光ファイバケーブルの取引に関して独占禁止法第 3 条後段の規定（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、下記のとおり、公正取引委員会より、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 命令を受けた子会社の名称等

- (1) 商 号 昭和電線ケーブルシステム株式会社
- (2) 本店所在地 東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 1 8 号
- (3) 代 表 者 代表取締役 山田 眞彦

2. 排除措置命令の概要

昭和電線ケーブルシステム株式会社は、違反行為が消滅している旨の確認、独占禁止法の遵守についての行動指針の作成、定期的な研修・監査の実施等の排除措置を採ることを命じられました。

3. 課徴金納付命令の内容

- (1) 納付すべき課徴金の額 1 億 9, 9 0 3 万円
- (2) 納付すべき期限 平成 2 2 年 8 月 2 3 日

4. 業績に与える影響

課徴金については、平成 2 2 年 4 月 1 5 日に公正取引委員会から受領した課徴金納付命令書（案）をもって平成 2 2 年 3 月期決算で特別損失として引当計上しておりますので、当連結会計年度の業績見通しについての影響はございません。

5. 今後の対応

子会社が排除措置命令および課徴金納付命令を受けることとなった事態ならびに当社グループが置かれた状況等を厳粛に受け止め、現在、当社グループ全体で、企業倫理の徹底とコンプライアンス体制の一層の強化に全力で取り組んでおります。

今後も引き続き取り組みを推進していくことにより、株主様をはじめ、お客様やお取引先様からの信頼の回復に努めてまいります。

以 上